

第 2 4 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 4 年 12 月 5 日,午後 2 時 00 分から

開催場所：福津市役所別館 1 階大ホール

出席者：農業委員 10 名、推進委員 9 名 事務局 2 名

欠席者：2 名

議事録署名委員：2 名

発言者	内容
局長	<p>只今から第 24 回福津市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席委員数は 9 名でございます。</p> <p>よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p><会長挨拶></p>
局長	<p>続きまして、会議規程第 5 条の規定により、副会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、会議規程第 44 条による本日の議事録署名委員は、4 番松岡委員、5 番花田茂樹委員をお願いいたします。また、本日の議案は先に配布しておりました、日程第 1 議案第 168 号から日程第 9 議案第 176 号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げ、起立の上お願いいたします。また、採決につきましては、農業委員による採決となります。</p> <p>それでは、日程第 1 議案第 168 号農地法第 3 条の規定による許可申請(番号 1)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
会長	<p>地元委員、説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>譲渡人は 30 年前に農地を取得しましたが、現在、目を悪くして、車やトラクターの運転ができないということで、処分したいとのことです。譲受人は 以前、農地を取得された方の息子さんです。農地改良して耕作したいとのことでした。</p>

会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第1議案第 168 号農地法第 3 条の規定による許可申請(番号 2)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読> この件について、事務局から説明します。営農計画書をご覧ください。 宗像市田野で農地を取得してオリーブの木を植えられています。今回の申請は苗木を植えるためのものということで計画がされています。実際に植えるものは、オリーブ、コルジリーネです。
高武会長 農業委員	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 この営農計画書には従農者や機械類が書いてあります。 譲受人は造園業をされていますが、記載されている機械類は造園業の機械や人が書かれています。3条で個人が取得して、造園業の法人に貸すことは別のこととなります。造園業等の法人について、農林水産課に相談しチェックしてもらって、よいということになれば進めている状況です。それなしに、個人が取得して苗木を植える営農計画書を出されれば許可相当になると思います。しかし、実際に苗木を植えるのは造園業の法人でしょう。ですから、農林水産課と協議をしたうえで、再度、提出をしてもらってはいかがでしょうか。個人と造園業の法人は切り分けて考える必要があると思います。
会長 事務局	この件について、ほかにご質問や意見などはありませんか。 事務局としても考えました。確かに個人と造園業の法人の切り分けのところが悩ましいところで、県などに問い合わせすることなく、法的に問題はないと判断したところで議案に出しました。ご意見のとおり、この議案については、事務局として1か月保留とさせていただきます。その間にお調べをして、法的に許可せざる得ないと確認が取れたところで、次回に提案したいと考えています。
推進委員	宗像市はどのようにされたのでしょうか。
事務局	宗像市に確認を行いました。宗像市は法的に許可したと聞いておりますが、少しお時間をいただきたいと考えています。
会長	事務局から説明がありましたが、今回、保留にして農林水産課とも協議をして処理を進めるという事務局案が出ていますが、ご質問や意見などはありませんか。質問が無いよ

	<p>うですので、この案件については、保留とします。</p> <p>次に日程第2議案第 169号農地法第5条の規定による許可申請(番号1)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
推進委員	申請地の近くでアパート建築の予定があって、そのアパートには駐車場を確保するスペースがないので、駐車場として貸したいということで申請がされています。バラス敷をして舗装はしないとのこと。雨水処理は右側の水路に流して、できるだけ市道側には流さないということです。
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	現地の写真を付けています。これを見ると何か耕作をされている農地ではありません。この申請地は都市計画法の用途地域に指定されているので第3種農地となります。
会長	この件について、ご質問や意見などはありますか。
	質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。
事務局	次に日程第2議案第 169号農地法第5条の規定による許可申請(番号2)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
推進委員	申請地は平らな農地で現在は野菜を作っていません。建物は申請地の真ん中に3階建てをつくって、1階部分には店舗を入れるということです。市道には公共上下道が通っています。雨水については市道側に側溝がありますのでそれに流すということで聞いています。
事務局	現地の写真を付けています。これを見ると何か耕作をされている農地ではありません。この申請地は都市計画法の用途地域に指定されているので第3種農地となります。
会長	この件について、ご質問や意見などはありますか。
	質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。
	次に日程第2議案第 169号農地法第5条の規定による許可申請(番号3)について、事務局の提案をお願いします。

事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	申請地にはブロックが付いていますが、入り口がないので、スロープを設置してガーデニングスペースにするということです。
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	北側の土地は宅地で南側に農地があります。宅地部分が売買されると、農地の接道がなくなってしまうので、出入りができない農地となります。そこで、宅地と農地を一体的に開発をして転用するといった申請になります。 申請地は市街化調整区域になりますが、既存宅地ということで開発許可が出る見込みであると聞いています。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
農業委員	車の出入りはどの場所からになりますか。
担当委員	北側の右手に入口があります。
会長	ほかにご質問や意見などはありませんか。質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第 169号農地法第5条の規定による許可申請(番号4)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	申請地は畦町の集落から離れていますが、大きな道路に面しているところにあります。譲渡人は現在、東京の方に住んでいますので、耕作できないということです。譲受人はこちらの方で土地を探してしまして、ちょうど申請地がよいということになりました。事前に地元と協議をされて水利などについても問題ないということです。
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	現地の写真を付けています。これを見ると何か耕作をされている農地ではありません。この申請地の農地の広がり10ha未満ですので第2種農地と判断しています。 転用することには何ら問題はありません。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第 169号農地法第5条の規定による許可申

事務局	<p>請(番号5)について、事務局の提案をお願いします。</p> <p><議案朗読></p>
会長	<p>地元委員、説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この申請地は私が借りて耕作・管理をしていた農地で、地主から管理が難しいから売りたいとの話がありました。業者が宅地分譲をすると話がまとまりました。雨水については、水路に流します。公共上下水道は市道にありますので、それに接続するということです。</p>
会長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>現地の写真を付けています。申請地は都市計画法の用途地域に指定されているので第3種農地となります。</p>
会長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。</p> <p>次に日程第2議案第 169号農地法第5条の規定による許可申請(番号6)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
会長	<p>地元委員、説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>8番安部です。申請地は住宅地に囲まれた土地です。数年前から作付けされていません。雑草が生えるたびに地主さんがトラクターで耕して、管理をしていましたが、高齢になって作業がままならない状態になっていました。今回、住宅建設やリホームで使用する家財を置く場所として譲渡することになりました。申請地には砂利を敷き詰めるということです。雨水処理については、浸透柵を設置することと、市道側に側溝がありますので、そちらで処理するという事です。</p>
会長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>現地の写真を付けています。申請地は都市計画法の用途地域に指定されているので第3種農地となります。</p>
会長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。</p> <p>次に日程第2議案第 169号農地法第5条の規定による許可申請(番号7)について、事</p>

事務局	事務局の提案をお願いします。
会長	<議案朗読>
担当委員	地元委員、説明をお願いします。
高武会長	この申請地は一度、転用申請後に許可がされたところですが、許可の取消願いを提出して、改めて転用申請が出されました。公共上下水道は市道に埋設されています。雨水処理については、水路に流すということです。
事務局	事務局から補足説明はありますか。
会長	5月に申請されていましたが、日程第3案第170号で農地法第5条許可の取消が提出されています。農地の広がりには10haを超えていて、第1種農地となりますが、第1種農地の例外規定である集落接続により、転用可能となっています。
事務局	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
会長	質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。
事務局	次に日程第2議案第169号農地法第5条の規定による許可申請(番号8)について、事務局の提案をお願いします。
会長	<議案朗読>
担当委員	地元委員、説明をお願いします。
会長	譲渡人は現在、甘木に住んでいるため、農地の管理ができないということで譲渡することになったようです。宅地と農地を開発して、全体の広さは2000㎡程度になるそうです。雨水は市道の側溝に流すということです。公共上下水道は市道にありますので、それに接続するという事です。
事務局	事務局から補足説明はありますか。
会長	現地の写真を付けています。宅地と農地を開発してということですが、農地部分については、耕作がされていない農地で建売住宅9戸が予定されています。農地の広がりには10ha未満ですので、第2種農地と判断していますので、転用することには問題はないと考えています。
事務局	この件について、ご質問や意見などはありませんか。質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。
会長	次に日程第3議案第170号農地法第5条の規定による許可申請の取消報告について

事務局	て、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	許可申請の取消報告です。
	次に日程第4議案第 171号農地法第4条第 1 項8号の規定による届出報告について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	第4条の届出報告です。次に日程第5議案第 172号農地法第5条の第 1 項7号の規定による届出報告について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	第5条の届出報告です。次に日程第6議案第 173号農地移動適正化あっせん事業譲受人等候補者名簿申請について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	あっせんでの買い手の登録についてです。
事務局	今後、あっせんで売り手からの手続きがされて、農業委員会総会で報告する予定となっています。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
農業委員	あっせんの下限面積の基準は 15,000 m ² くらいですか。
事務局	福津市は 13,000 m ² です。登録要件は満たしています。
会長	それでは、あっせんでの買い手の登録を行います。
	次に日程第7議案第 174号農地改良行為(客土に関する)届出報告について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	農地改良行為(客土に関する)届出報告です。
	次に日程第8議案第 175号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	利用権の合意解約です。次に日程第9議案第 176号福津市農用地利用集積計画の策定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	福津市農用地利用集積計画の策定です。以上で議案の審議はすべて終わりました。

次回の開催予定は1月6日(金)です。

以上を持ちまして第24回福津市農業委員会総会を閉会します。